

松川町自治体経営改革プラン策定について

松川町自治体経営改革プラン(以下「改革プラン」)は、計画策定の段階から町民の皆さんに参画していただきながら、策定していきたいと考えています。

そこで町民の皆さんから行財政改革、自治体経営に関するご意見等を幅広くいただきたいと考え、「討議資料 松川町自治体経営改革プラン(素案)」を作成し、公表することとしました。

つきましては、町民の皆さんから「討議資料 松川町自治体経営改革プラン(素案)」に対するご意見を募集いたしますので、ご協力をお願いします。

なお、本資料の内容は、現段階における討議資料であって、決定事項ではありません。

平成 17 年 7 月 松 川 町

松川町では、平成 8 年に「松川町行財政改革大綱」を策定(平成 10 年に見直し)するとともに、平成 15 年より行財政改革推進会議(庁内組織)を中心として、職員定数管理や事務事業の見直し等の行財政改革に取り組んでまいりました。しかしながら、人口減少時代の到来や国地方を通じた厳しい財政状況などにより、町政をとりまく環境は大きく変化しています。

このような状況の中で、行財政改革推進会議において、昨年度末、今後の改革の方向性の概要を示す中間報告として、「松川町行財政改革プラン 2004[素案]」を策定したところです。

本年度はこれまでの行財政改革の取組を充実・加速するとともに、行財政運営を「自治体経営」という視点から捉え直し、社会経済情勢の変化に適切に対応する自律的な自治体経営を推進するため、改革プランを今年度中に策定することとしています。

そこで今回、「松川町行財政改革プラン 2004[素案]」に対する議会からのご意見及び「改革プラン骨子(案)」(本年 5 月公表)に対する町民の皆さんからのご意見等を参考に、「討議資料 松川町自治体経営改革プラン(素案)」を作成しました。

今後、改革プラン策定に際しては、町民の皆さんからの意見を参考にしながら、町長の諮問機関として設置する松川町自治体経営審議会における審議や町議会のご意見を踏まえて、行財政改革推進会議で議論・検討を行っていきたいと考えています

町民の皆さんのご意見、ご協力をお願いします。

討議資料 松川町自治体経営改革プラン(素案)

1 はじめに

(1)松川町を取り巻く情勢

現在のわが国は、右肩上がりの経済の終焉による国・地方を通じた危機的な財政状況の中、人口減少・超高齢社会の到来や地球規模でのグローバル化の進展、男女共同参画社会の実現や循環型社会形成への対応など多くの課題を抱え、大きな変革の時代を迎えています。

こうした情勢の中で、松川町では、都市化による人口の偏在化が引き続き進むなか、都市と農村の共生をどのように図るのか、地方・農山村に対する国の財政誘導が続くなか、どのように「地方分権」を確立するのか、多くの課題が山積しています。

(2)経営改革プラン策定の趣旨

松川町では、これまでに昭和60年に行政改革大綱を策定し、平成8年には第2次行政改革大綱を策定(平成10年に見直し)するとともに、行財政改革推進会議(庁内プロジェクトチーム)を中心として、行財政改革に取り組んできました。

しかし、こうした行財政改革大綱の枠組みでは、その内容はいわゆる行政経費の節減や職員数の削減にとどまり、地方分権、地域内分権¹をどのように実現していくのかについて、踏み込むことはありませんでした。

そこで、松川町では、機関委任事務²時代の行政運営を、地方分権時代に対応した「自治体経営」という視点に捉えなおし、「松川町自治体経営改革プラン」(以下「改革プラン」)の策定に取り組むこととしました。

この改革プランの策定により、今後の自治体経営のあり方を前向きに模索し、真の地方分権、地域内分権を確立したいと考えます。

¹ 地域内分権：行政の持っている権限を地域にゆずり、地域のことは、地域住民自らが決定し、責任を持って事業やサービスを実行してもらい、地域住民の「自己責任」「自己決定」「自己実現」の考え方を促進し、地域と行政とが対等なパートナーシップを築きながら進めるまちづくりの形。

² 機関委任事務：地方には裁量権が与えられずに、国から地方に委託されていた事務。地方自治法の改正により機関委任事務は廃止され、これらは概ね地方公共団体の事務(自治事務・法定受託事務)となり自己決定権が拡充された。

2 経営改革プランの基本方針

新しい自治体経営システムの構築に取り組むため、以下のとおり基本方針案を示します。計画の目標数値として、「目指そう値」を設定し示します。

(1)住民参画と情報共有による自治体経営の推進

持続可能な自治体経営をしていくためには、これまで主として行政¹が提供していた公共的サービス²について住民参画による地域協働³の可能性を探る必要があります。

そのため、全ての政策情報⁴について徹底した情報公開をすることにより情報の共有化を進め、行政が決定した後に地域の主体が「執行」のみに参画するのではなく、「計画」「執行」「評価」「見直し」全ての段階において、主体自らが参画する機会が提供される住民参画システムの構築を目指します。

(2)効率的な経営システムの実現

役場組織の機能を、これまでの直営サービス提供中心の機能から、調整的機能へ転換し、自治体経営の地域戦略本部としての方向性を検討します。

地域戦略本部としてのプロ人材を確保するため、人材育成や能力・成果主義に基づく人事管理制度を検討します。

公共的サービスのうち役場組織による直営サービスの領域と地域協働や外部委託などにより行う領域の区分を、地域協働の主体となる住民と共に検討すると同時に、公共的サービスの新たな提供者を見出していくことにより、「小さな役場組織」を指向します。

(3)健全な財政運営の確立

総合計画（基本構想・基本計画）や、財政計画、予算、行政評価などの行政制度を連動させるなど行政のあり方を前向きに変革し、健全な財政運営を確立します。

国と地方の財政緊迫のなか受益者負担以外の住民負担増をできる限り避けるため、コスト分析による受益者負担（上下水道料、国保・介護保険料、保育料、地元負担金など）の適正化を図ります。

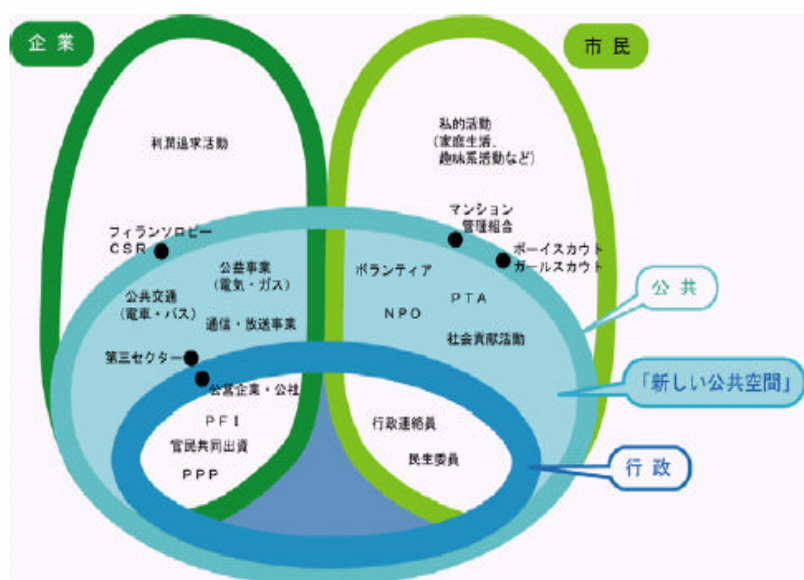
(4)平成 22 年度目指そう値

- 1 行政：国や地方公共団体の意味ではなく、町民から見た公選職（町長と町議会）と町役場を意味します。
- 2 公共的サービス：行政が提供している公共サービス以外にも公共交通やボランティア、PTA、地域協働のような行政以外により担われているものまで含めた公共的なサービス。
- 3 地域協働：地域協働の例としては、道路・河川・公園などの公共空間において美しく住みよいまちづくりのための活動（河川清掃、除雪、道づくり、地元施行など）や、消防防災（消防団、自主消防組織）、交通安全防犯（交通安全活動）、こども育成活動（PTA、保護者会、育成会）、子育て支援、健康予防、福祉介護、環境衛生（環境衛生委員、ごみゼロ運動）などの公共的な分野におけるボランティアな住民活動があります。
- 4 政策情報：決定後の上位下達型のお知らせ広報情報でなく、地域の課題（争点）統計財務基礎数など住民、長・議会や地域の主体自らが政策やルールを決定するために必要な情報。

「新しい公共空間」の形成

分権型社会が醸成されつつある中、公共的サービスのうち、これまで主として行政が担っていた分野について地域協働など多様な担い手によって実施していこうという考え方が示されています。（分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会：総務省）

新しい公共空間の形成



3 実行計画

行財政改革推進会議での検討事項を素に、中間報告（松川町行財政改革プラン 2004[素案]）に対する議会の意見及び改革プラン骨子（案）に対する住民意見を参考にしながら、事務局において整理した“32”の改革事項とその概要を示します。

項目は、担当部署の協力により専門部会が主体的に検討を行う項目です。

それ以外の改革事項については、「主担当」において検討を行います。

各改革事項について、「実施内容」や「実施年度」を具体的に検討し、示します。

1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

(1) 住民参画の促進

改革事項	自治会担当職員による地域づくり支援				主担当：総務課
実施内容	自治会担当職員制度を充実し、自治会の地域づくり活動や地域協働に対して人的知的支援（補助金の交付から 補助人の配置へ）を行います。 自治組織（区、自治会など）の規約や地区計画策定、地域づくり活動などへの自治会担当職員の側面からの支援により、民主的な自治組織の運営を推進するとともに、自治会加入率の向上に取り組みます。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革事項	自治基本条例の研究・検討				主担当：総務課
実施内容	自治体経営の基本となる原則や制度を定め、町民と行政の役割を明らかにすることにより、住民自治を確立するため、町の「憲法」となる自治基本条例の制定について研究・検討します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

自治基本条例：自治基本条例は、本格的な分権時代を迎え、「自治体の憲法」として町政運営の基本理念や基本方針などを条例として定めるもので、北海道ニセコ町の「まちづくり基本条例」を先駆けとして、その後、多くの自治体で検討や制定が進められています。

改革事項	町政まちづくり懇談会の実施				主担当：総務課
実施内容	情報の共有化を図るため、区会（8）、自治会（74）、各種活動団体を対象に町政まちづくり懇談会を積極的に実施します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革事項	地域づくり交付金（仮称）の検討		主担当：総務課		
実施内容	地域協働の担い手である区会、自治会の主体的な活動を支援策として、区長・自治会長手当等のあり方を見直し、地域づくり交付金（仮称）の新設を検討します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

②)情報共有と透明性の確保

改革事項	ホームページなどによる徹底した情報公開		主担当：総務課		
実施内容	ホームページ、広報誌、CATVなどの広報媒体を中心に、政策に関する情報について、徹底した公開を行います。 公開時期については、原則、政策情報は政策決定前に、広報情報は決定後速やかに公開します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革事項	広報「まつかわ」の充実		主担当：教育委員会事務局、 総務課		
実施内容	広報「まつかわ」と公民館報「まつかわ」の統合などを検討し、読者の側にたった町の広報誌の充実を図ります。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革事項	パブリックコメント の実施		主担当：総務課		
実施内容	行政手続法の改正を踏まえ、住民の意見や要望を的確に把握し、政策に反映するため、パブリックコメントを導入します。 原案策定の段階から公表し、広く意見を募集し、多くの意見を政策決定に反映させます。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

パブリックコメント：行政の一定の政策（事業、計画、制度など）について、町の最終的な政策決定を行う前に、その政策の概要を広く公開して、住民の皆さんから意見や情報を提案できるシステム。平成 17 年通常国会において、行政手続法が改正され、国が政省令や指導指針等を定める場合には、パブリックコメントの手続が義務付けられた。地方公共団体においても、改正法にのっとり必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改革事項	審議会などの情報公開と市民参画				主担当：総務課、保健福祉課
実施内容	<p>審議会 などの審議状況を明らかにするため、議事録や会議資料については、ホームページなどにより速やかな情報公開を行います。</p> <p>審議会へは、住民枠又は住民公募枠を可能な限り採用し、住民参画を推進します。また、女性委員の登用を積極的に行います。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

審議会：行政庁が専門的技術的事項に関して専門家の知見を取り入れるため、行政庁の判断を慎重にらしめるため、あるいは利害の調整を図るためなどの場合において設置する諮問機関。総合計画審議会、情報公開審査会（個人情報保護審議会）、報酬審議会、料金審議会など。

2 効率的な経営システムの実現

(1) 職員の意識改革

人事管理制度構築チーム検討項目

改革事項	松川町職員人材育成基本方針の策定				主担当：総務課
実施内容	<p>地域戦略本部としてのプロ人材を確保・育成するため、松川町職員人材育成基本方針を策定、めざすべき職員像を明確化し、人事（ジョブローテーションとエキスパート配置）・研修・給与制度と連動した人材育成を図ります。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革事項	窓口サービスの向上				主担当：住民税務課、総務課
実施内容	<p>窓口サービスアップ実践マニュアル の徹底（職員研修の実施）と庁舎環境改善（わかりやすい案内板の設置など）により、来庁者への住民サービス向上を図ります。また、来庁者に対するアンケートを実施し、職員の接客や庁舎環境改善に関する意見を伺います。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

窓口サービスアップ実践マニュアル：平成 16 年度庁内プロジェクト「住民窓口のあり方検討会」において、先発自治体や参考文献、職員の意見をもとに接客マニュアルとして作成。

人事管理制度構築チーム検討項目

改革事項	ジョブローテーションとエキスパート配置による人材制度				主担当：総務課
実施内容	ジョブローテーションとエキスパート配置を中心に、異動希望申し出制度や経歴管理などにより、人材育成と確保を図るため、人材制度を体系化します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

ジョブローテーション：人材育成のため様々な職務をバランスよく経験させ、視野や知識・技術を幅広くしていく方法。

改革事項	職員研修の強化				主担当：総務課
実施内容	職員の能力向上、意識改革の動機づけを行い、人材育成を図るため、職員研修を体系化し、計画的に実施します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革事項	他自治体・民間企業等との人事交流				主担当：総務課、産業振興課
実施内容	組織の活性化と人材育成のため、他自治体や民間企業等外部組織との人事交流を検討し、積極的に実施します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

② 納税者が納得する人事給与制度改革

人事管理制度構築チーム検討項目

改革事項	昇格昇任試験制度を全職員対象に実施				主担当：総務課
実施内容	年功的に一律に毎年昇給昇格する現行制度（わたり制度 など）を抜本的に見直します。 管理職等昇格昇任試験制度（平成 16 年度～）を充実させます。 昇格人事の透明性を高める一方で、さまざまな理由から職責を全うできない個人的な事情を考慮し、降格降任希望制度の導入を検討します。昇格昇任試験制度とあわせて実施することで、組織の活性化を図ります。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

わたり制度：「年功的」に昇格昇任や昇給短縮が行われる地方公務員の給与慣行。

降格降任希望制度：本人の肉体的、精神的な問題や、家庭の状況、本人のライフサイクルなどの事情を考慮し、申し出により降格降任させる人事制度。

人事管理制度構築チーム検討項目

改革事項	成果主義による人事給与制度の構築				主担当：総務課
実施内容	目標管理制度と連動した人事給与制度の構築を検討し、最終的には全職員を対象とした勤務評定制度を導入します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

目標管理制度：年度当初において、今後 1 年間（又は半年、四半期など）の目標を設定し、その業務目標の達成に向けて日頃の業務を計画的に遂行し、最も効率よく最大の効果を得るための経営管理の方法論の一つ。また、目標管理は MBO (Management By Objective And Self-Control) と呼ばれ、人事考課の業績評価（成果主義）の手法としても多くの民間企業で採用されています。

③ 組織の強化

役場組織機構研究チーム検討項目

改革事項	組織機構改革とグループ制の導入				主担当：総務課
実施内容	公共的サービスについて行政と住民の役割を見直し、民間活力の活用による小さな役場組織を検討し、将来の最終的な役場組織機構の目標を示します。 グループ制を導入し、フレキシブルで専門的かつ技術的に高度な組織体制を確立します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

グループ制：従来の固定的な課・係の枠を越え、一つのグループとし、チーム等により業務を行います。役場の中で仕事の関連性が深い複数の課・係・担当間相互の連携を図るため、辞令によらない他課・係間を越えた兼務により業務を進める組織（グループ）です。

改革事項	地方分権時代の特別職のあり方再考				主担当：特別職、総務課、教育委員会、会計室
実施内容	地域戦略本部としての役場組織における特別職（助役、収入役及び教育長）の役割について、地方分権時代のあり方を検討します。 全国の自治体において、助役・収入役を廃止する動きがあるなかで、地方自治法の改正の動きも踏まえ、検討を行います。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

助役・収入役の廃止の動き：地方自治法では、人口 10 万人未満の市及び町村については、条例を制定すれば収入役を置かずに市町村長が助役が兼務できると規定。助役も条例で廃止したり、定数を増やしたりできるとされています。県内においても 16 町村で助役が、1 市 43 町村で収入役が不在（信濃毎日新聞調）となっています。

地方自治法の改正の動き：「総務省は、次期国会にも都道府県の会計事務をつかさどる「出納長」と市町村の「収入役」を廃止し、副知事や助役が兼務する地方自治法の改正案を提出する方針」（日本経済新聞）。改正されれば、収入役廃止は明治以来、出納長廃止は知事が公選となった戦後以来の改革となります。

3 健全な財政運営

(1) 歳入の確保と住民負担の適正化

改革事項	受益者負担の適正化（一） 【上下水道・保育料・国保・介護保険】		主担当：建設水道課、住民税務課、保健福祉課		
実施内容	審議会等による審議を原則とし、コスト分析と指標比較によって、受益者負担の適正化を図ります。 上水道料金（平成 17 年度改定）《松川町水道事業経営審議会》 下水道料金（平成 18 年度改定）《審議会設置予定》 保育料（毎年度）《松川町保育所運営審議会》 国民健康保険（毎年度）《松川町国民健康保険運営協議会》 介護保険（平成 18 年度改定）《松川町介護保険事業計画策定懇話会》				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

公共施設使用料研究チーム検討項目

改革事項	受益者負担の適正化（二） 【公共施設使用料】		主担当：教育委員会事務局、産業振興課、住民税務課		
実施内容	受益者負担の原則により、公共施設を利用する受益者へのサービスに応じた負担を検討し、原則としてすべての利用者から適正な使用料を徴収します。 町営駐車場（松川 IC）を有料化します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

土木土地改良地元負担研究チーム検討項目

改革事項	公共土木工事の今後のあり方検討		主担当：建設水道課、産業振興課		
実施内容	公共土木工事や土地改良事業に関する総合的な検討（幹線道路計画、公共土木申請・要望、道路水路の維持修繕など）を行い、行政と地域協働（地元施行や地元負担などによる）のあり方について検討を行い、方針を示します。 地元施行や原材料支給（アダプト制度）など地域協働に対する支援強化策について検討します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

アダプト制度：1985年(昭和60年)に、ハイウェイでの散乱ごみ問題が深刻化するアメリカで導入された清掃美化活動が始まりました。アダプト(Adopt)とは、直訳すると「養子縁組をする」という意味。市町村などが管理する公園や道路・河川などの公共の場所を「子ども」に見立て、「里親」となってくれるボランティアとの間で「養子縁組」をし、自主的に美化維持活動をしていただくのがアダプト制度です。

改革事項	町税等の徴収率の向上				主担当：住民税務課、保健福祉課、建設水道課
実施内容	滞納処分の適正運用と徴収体制の強化を図り、町税等の徴収率を向上させます。 悪質な滞納者に対する行政サービスの制限について、実施を視野にいたった具体的な検討を行います。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革事項	整理可能な遊休資産の処分				主担当：総務課
実施内容	町が所有している整理可能な遊休資産を洗い出し、活用方法の検討を行い、用地の売却等の処分を実施します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革事項	広告料収入等新たな財源の確保				主担当：総務課、産業振興課
実施内容	役場業務用封筒、ホームページ、広報誌、公用車などへの公募による広告掲載を行うなど、新たな財源の確保を研究、実施します。 町民への広報目的以外の町作成資料などを有料化します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

② 歳出の抑制と最適化

役場組織機構研究チーム検討項目

改革事項	正規職員数の削減（松川町職員数適正化計画）				主担当：総務課
実施内容	将来最終的な組織機構の目標【2(3)】に基づき、「松川町職員数適正化計画」を策定し、組織が硬直化することのないよう新規人材の確保は適切に行いながら、計画的に正規職員の削減に取り組みます。 現行の退職勧奨制度を見直し、家庭や健康など様々な理由により早期退職を希望する職員に対して退職金の優遇措置を講ずることとします。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革事項	代休制度による超過勤務手当の削減		主担当：管理職、総務課		
実施内容	管理職による業務量管理（組織・個人）を適切に実施することで、超過勤務によらず代休制度による業務遂行に取組ます。 代休制度を完全実施し、超過勤務手当支給“0”を目指します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

代休制度：時間外労働や休日労働に対して、家庭生活に及ぼす影響や健康の維持・回復を図るという観点から、時間外労働や休日労働の時間数や日数に応じて代休を付与する制度。職場の業務実態に応じて、効率的な時間配分を行うなど管理職が適正な管理を行うことで、全体の労働時間を短縮することができる。

改革事項	行政評価制度による行政サービスの最適化		主担当：総務課		
実施内容	行政評価制度を充実することで、行政サービスの効率性を向上させます。 住民に対する説明責任を確保するため、行政評価資料をわかりやすく公開します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

補助金検証システム構築チーム検討項目

改革事項	補助金検証システムの導入		主担当：総務課		
実施内容	第三者機関による検証の仕組みも含めた補助金検証システムを構築し、公正で効率的な補助金の交付を行います。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革事項	中長期財政計画の策定・公表		主担当：総務課		
実施内容	持続可能な自治体経営を推進するため、長期的な視野に立った財政運営を行うことができるよう、「中長期財政計画（財政見積）」を策定し、公表します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革事項	外郭団体の見直し				主担当：総務課
実施内容	行政と外郭団体との関わり方を見直し、事務補助から自立的な運営への支援へと転換します。 外郭団体への事務補助や補助金交付の内容に関する「外郭団体調書」を作成し公表します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革事項	効率的な入札方式の導入と工事等契約部門の検討				主担当：総務課、建設水道課
実施内容	小規模自治体に即した効率的な入札方式を導入し、工事等契約部門の設置について検討を行います。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

③)民間活力の活用

保育サービス民間開放研究チーム検討項目

改革事項	保育サービスの民間開放				主担当：保健福祉課
実施内容	保育サービスにおける民間活力の活用を検討します。 民間活力の活用にあたっては、保育サービスの提供を行政が責任をもって行うスタンスを堅持し、市場化テスト等の手法により質の高い保育サービス提供主体の検討を行います。 民間開放とする場合には、住民代表である議会の議決を必要とする「指定管理者制度」を基本とします。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

市場化テスト：役所の仕事の一部を外部委託する従来の競争入札とは異なり、ある公共サービスを丸ごと「官」「民」が対等に競争入札し、サービスの質や価格、効率面で優れたほうを採用する仕組み。（規制改革・民間開放推進会議）

指定管理者制度：公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が市の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、平成 15 年地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、地方議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができるようになった。

改革事項	職員の多様な任用形態の制度化		主担当：総務課		
実施内容	任期付勤務職員、再任用職員、非常勤職員または行政サポーター など民間活力の活用を図るため、多様な任用形態の制度化を図ります。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

行政サポーター：厳しい行財政環境下において、行政需要に比例した正規職員の配置を行わず、今後の行政サービスの維持・向上及び住民へのワークシェアリングを図る観点から、正規職員の補完・代替機能としてボランティアに業務を手伝ってもらう制度。

4 計画期間と推進体制

(1) 計画期間

改革プランの計画期間は、5年間（平成18年度から平成22年度）とします。改革事項の実施にあたっては、前項「実行計画」により実施します。

実行計画の内容は、目標管理制度や行政評価制度などと連動させ、改革項目の内容変更、追加など、毎年定期的に評価・見直しを行います。

(2) 推進体制（進行管理）

庁内組織

「目標管理制度」「行政評価」と連動させ、担当課（部署）の責任において改革事項に取り組めます。

但し、重点プロジェクト等については、松川町行財政改革推進会議（委員長：助役）により担当課（部署）と共同で改革事項に取り組むものとします。

松川町議会

松川町議会へ定期的に進捗状況を報告し、意見を伺います。

松川町自治体経営審議会

松川町自治体経営審議会へ定期的に進捗状況を報告し、助言及び勧告をもらいます。

情報公開

住民に対する説明責任を確保します。

進行管理の状況（結果）は、広報誌やホームページ、まちづくり懇談会などを通じて町民へ公表します。

必要に応じて、パブリックコメントやアンケートなどを実施し、町民の意見反映を図ります。

③)担当別の改革項目一覧

担当課検討事項

主担当が複数課ある場合には、幹事課をリーダーとして検討します。(その場合は、幹事課欄へ改革事項を記載、その他の主担当については()書。)

(1/2)

担当課	改革事項	備考
特別職	地方分権時代の特別職のあり方再考	2(3)
管理職	フレックスタイム制(代休制度)による超過勤務手当の削減	3(2)
総務課	自治会担当職員による地域づくり支援	1(1)
	自治基本条例の研究検討	1(1)
	町政まちづくり懇談会	1(1)
	地域づくり交付金(仮称)の新設	1(1)
	ホームページなどによる徹底した情報公開	1(2)
	広報「まつかわ」の充実	1(2)
	パブリックコメントの実施	1(2)
	審議会などの情報公開と市民参画	1(2)
	(住民サービスの向上)	(2(1))
	職員研修の強化	2(1)
	他自治体・民間企業等との人事交流	2(1)
	(地方分権時代の特別職のあり方再考)	(2(3))
	整理可能な遊休資産の処分	3(1)
	広告料収入等新たな財源の確保	3(1)
	(フレックスタイム制(代休制度)による超過勤務手当の削減)	(3(2))
	行政評価制度による行政サービスの最適化	3(2)
	中長期財政計画の策定・公表	3(2)
	外郭団体の見直し	3(2)
効率的な入札方式の導入と工事等契約部門の検討	3(2)	
住民税務課	住民サービスの向上	2(1)
	受益者負担の適正化(一)【国民健康保険税】	3(1)
	町税等の徴収率の向上	3(1)
保健福祉課	(審議会などの情報公開と市民参画)	(1(2))
	受益者負担の適正化(一)【保育料、介護保険料】	3(1)
	(町税等の徴収率の向上)	(3(1))
建設水道課	受益者負担の適正化(一)【上・下水道料】	3(1)
	(町税等の徴収率の向上)	(3(1))
	(効率的な入札方式の導入と工事等契約部門の検討)	(3(2))

担当課	改革事項	備考
産業振興課	(他自治体・民間企業等との人事交流)	(2(3))
会計室	(地方分権時代の特別職のあり方再考)	(2(3))
教育委員会事務局	(広報「まつかわ」の充実)	(1(2))
	(地方分権時代の特別職のあり方再考)	(2(3))

専門部会検討事項

専門部会	改革事項	備考
役場組織機構研究チーム	組織機構改革とグループ制の導入	2(3)
	正規職員数の削減(松川町職員数適正化計画)	3(2)
人事管理制度構築チーム	松川町職員人材育成方針の策定	2(1)
	ジョブローテーションとエキスパート配置	2(1)
	昇格昇任試験制度を全職員対象に実施	2(2)
	成果主義による人事給与制度の構築	2(2)
保育サービス民間開放研究チーム	保育サービスの民間開放	3(3)
公共施設使用料研究チーム	受益者負担の適正化(二)【公共施設使用料】	3(1)
土木土地改良地元負担研究チーム	公共土木工事の今後のあり方	3(1)
補助金検証システム構築チーム	補助金検証システムの導入	3(1)

討議資料 松川町自治体経営改革プラン(素案)

松川町役場

行財政改革推進会議(総務課財政係)

TEL 0265(36)3111(代表)(212、208)

0265(36)7021(総務課ダイヤル)

FAX 0265(36)5091

E-mail info@matsukawa-town.jp